

少年センター

守山野洲少年センター

『あすくる守山野洲』



相談は ☎ 583 - 7474 まで

<http://www.usennet.ne.jp/~syonen-c/>

子どもたちが犯罪に手を染めないように大人が見守る！

「薬物乱用」と「特殊詐欺」に関わることは、「ダメ。ゼッタイ。」

毎日報道される犯罪のニュースから、「物騒な世の中になった」とか「犯罪が激増している」と実感されている方も多いと思いますが、これは、情報にすりこまれているだけで、犯罪や非行の総数は、1980年頃をピークに減り続け、現在は当時の約10%になり、毎年最小値を更新しているほどです。つまり、世の中はどんどん安全になっていると言えます。

しかし、必ずしも安心してばかりはいられません。先日、野州市での特殊詐欺事件の受け子として、神戸市の男子中学生と高校生が逮捕されるという衝撃的な事件がありました。このように気軽なバイトで高額報酬が手に入ると安易な気持ちで受け子になるケースが後を絶ちません。ただ、お金やキャッシュカードを受け取っただけではすみません。許されない犯罪であることがわかっていないのです。

また、間違った情報や興味本位で、大麻を中心とした薬物に手を染める若者も増加の一途をたどっています。薬物は一度手にすると、体も心もずたずたになり、元の自分に戻ることが困難になります。このように、SNSを介した新しい犯罪・非行として、少年の特殊詐欺と特に大麻を中心とした薬物乱用は大幅に増加しています。

どんどん低年齢化する非行や犯罪から少年たちを守るために、少年センターでは、警察や少年補導(委)員とともに、小学校において、薬物乱用防止教室を実施したり、非行の防止を呼びかけ「薬物乱用」や「特殊詐欺」に「ダメ。ゼッタイ。」と言える子どもに育ててほしいと願っています。そのためにも、周りにいる大人たちが、子どもたちをしっかりと見守り、強い姿勢で、「ダメ。ゼッタイ。」と言える環境を作りましょう。保護者の皆さん、もし、このようなことで心配ごとや相談ごとがありましたら、遠慮なく、警察や少年センターに連絡ください。



じてんしゃ あんぜん の かた し 自転車の安全な乗り方を知っていますか？

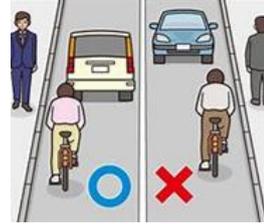
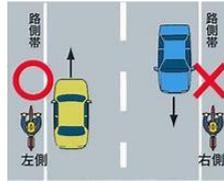
じてんしゃ の どうろこうつうほう まも
自転車に乗るときには道路交通法というルールを守らなければいけません。以下のルールが
まも
守れているかチェックしてみましょう。交通事故を起こしたり、交通事故に巻き込まれたりしないため
にも、自転車に乗るときはルールを守り、安全運転に努めましょう。

じてんしゃ しゃどう げんそく ほどう れいがい < 自転車は車道が原則、歩道が例外 >

きほん しゃどう ひだりがわ とお
○基本は車道の左側を通る

じてんしゃ しゃどう ひだりがわ よ しんこう
自転車は車道の左側に寄って進行しなければなりません

ろそくたい しゃどう ひだりがわ とお
路側帯も車道なので左側を通る



ほどう とお
○歩道を通れるときは？

みぎ どうろひょうしき どうろひょうじ してい ばあい
・右のような道路標識や道路標示で指定された場合



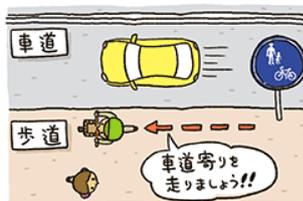
うんでんしゃ さいみまん こ さいいじょう こうれいしゃ からだ ふじゆう かた ばあい
・運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合

しゃどう こうつう じょうきょう え ばあい しゃどう とお あぶ ばあい
・車道や交通の状況からみても、やむを得ない場合（車道を通ると危ない場合）



ほどう ほこうしゃ ゆうせん しゃどう よ じょうこう と はや すす
○歩道は、歩行者が優先で車道寄りを徐行（すぐ止まれる速さで進む）

ほこうしゃ つうこう さまた ばあい いちじていし
歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません



あんぜん まも
＜安全ルールを守る＞

なら はし
並んで走らない



かさ けいたい きんし
傘さし、携帯、イヤホン(ヘッドホン)禁止



ふたりの きんし
二人乗り禁止



こうさてん いったんていし
交差点では一旦停止



しんごう まも
信号を守る



くら
暗くなったらライトをつける



＜ヘルメットをかぶる＞

じてんしゃ そうこうちゅう こうつうじ こ ころ ばあい あたま どうろ つよ う きけん
自転車で走行中、交通事故にあたり、転んだりした場合、頭を道路などに強く打つ危険があり
ます。自転車で死亡した人の※77.8%が頭部に致命傷(死ぬ原因になった傷)を負って
います。命を守るためにもヘルメットをかぶりましょう。

れいわ ねんちゅう じてんしゃじ こしぼうしゃ そんしょうぶい わりあい けいしちやう
※令和3年中の自転車事故死亡者の損傷部位の割合(警視庁)



れいわ ねん あたら とし はじ こうつう かてい てっだ
令和5年、新しい年が始まりました。交通ルールだけでなく、家庭でのルール(お手伝い
やお金のルール、持っている人はゲームやスマホのルール)も、もう一度話し合っ、確認し
てみましょう。家庭での会話を増やして、充実した生活を送りましょう。



11月の「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」を終えて

☆守山野洲少年センターの活動

○啓発物の配布



昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対応のため、街頭での配布を中止し、強調月間名入りのカイロとマスクのセットや携帯ティッシュを公民館やコミュニティセンター・図書館などに配布しました。

○一斉立入調査の実施

「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」に合わせて10月・11月の2か月間にわたり、図書・DVD・ゲームソフト・エアガン・刃物類の取扱店、図書等を閲覧や視聴することのできる店、カラオケ店に条例の趣旨の普及・啓発および条例順守の指導のため、守山市・野洲市内の97店舗を対象に、一斉立入調査を実施しました。また携帯電話取扱店については、購入時にフィルタリングの設定や利用上の注意をするよう啓発をしました。調査は、各関係機関の担当者とともに実施しました。



☆守山野洲少年補導(委)員会の活動

○管外研修会

10月24日(月)滋賀県警察本部を訪問し、交通管制センターを見学したのち、「サイバー犯罪の状況」について生活安全部サイバー犯罪対策課係長の岩崎裕己様よりお話をいただきました。



○管内研修会



11月5日(土)野洲市コミュニティセンターひょうずの大ホールにおいて開催しました。本年度は、大津少年鑑別所より統括専門官の三浦英之様を講師としてお迎えし、「少年鑑別所の役割と最近の非行少年の特徴」について講演をいただきました。

○啓発活動

「少年補導(委)員会だより」を地区ごとに発行し、各地区の自治会回覧をしました。

○街頭補導巡回活動

地区外活動(地区外街頭補導巡回活動)を実施し、普段少年補導(委)員が巡回をしている地区ではなく、他の地区に出かけ巡回活動を実施しました。

☆表彰されました

=少年補導功労者・功労団体表彰=

滋賀県警察本部長・滋賀県少年補導員会連絡協議会会長連名表彰

○団体表彰 吉身地区少年補導員会

○個人表彰 野々村利英さん(守山地区) 宮嶋清代さん(玉津地区)

今泉俊哉さん(速野地区) (10月8日(土)彦根文化プラザにて表彰)



=厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰=

麻薬・覚醒剤乱用防止に係る功労者表彰

○感謝状 長谷川均さん (11月24日(木)滋賀県公館にて伝達表彰)



守山野洲少年センター 『あすくる守山野洲』

〒524-0021 守山市吉身三丁目11番43号 守山市商工会館3階

TEL:077-583-7474・077-570-7557 FAX:077-581-1419

<http://www.usenet.ne.jp/~syonen-c/>

月曜～金曜(土日祝・年末年始は休業)

8時30分～17時15分 秘密厳守・

相談無料

臨床心理士のカウンセリングは 要予約

(水・木・金) まずはお電話ください